

卸売物価指数の見直し方針

次回基準改定に向けて、ご意見のお願い

(はじめに)

日本銀行では、2002年末に予定している、卸売物価指数(以下WPI)の次回基準改定(現行の1995年基準から2000年基準への移行)に向けて、目下、同指数の見直しを進めております。そのうちの一部については、既に1999年中に見直し案を公表し、多数のユーザーの皆様から賛同のご意見を頂きました¹。

1999年中に公表した見直し案の骨子は、以下の2点です。

次回基準改定に併せて、「需給動向を敏感に反映する取引段階の価格を調査する」という指数の大原則に反しない範囲内で、商品の出荷額を実質化するデフレーターとしての機能向上を図る。具体的には、国内WPIについて、生産者段階での価格調査の比率を上げる²。

国内WPIにおいて、既に生産者段階の価格の割合がウエイトベースで7割に達している一方で、「卸売物価指数」は「卸売段階の価格を調査した指数」であるとの誤解が少なからずみられる³。また、上記の見直しにより今後生産者段階の価格の割合が上昇し、「卸売物価指数」という名称と実態との乖離がさらに拡大すると予想される。こうした状況を踏まえ、基準改定を機に、指数の名称を「企業間取引における価格を集約している」という指数の性格をより端的に示すと思われる「企業物価指数」に変更する。

¹ 見直し案の詳細については、「卸売物価指数の現状と見直し案について」(日本銀行調査月報1999年4月号)を、それに対して寄せられたご意見等の概要とそれを踏まえた対応方針については、「卸売物価指数の見直しに関する日本銀行の今後の取り組み方針」(同1999年11月号)をご覧ください。これらは、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp>)の「金融経済統計資料」コーナーにも掲載されています。

² 現行の国内WPIでは、1次卸が自らの在庫を持ち積極的に需給調整機能を果たしている場合は、1次卸段階の価格を、生産者から小売店ないしユーザーへの直売形態が一般的である(ないし卸売業者の価格決定への影響力が低い)場合は、生産者段階の価格を、1次卸と生産者のいずれの段階でも需給を反映した価格が調査可能と思われる場合には、1次卸段階の価格を調査することとしています。2000年基準指数からは、デフレーターとしてのニーズに配慮し、この場合について、生産者段階の価格を調査することとします。

³ 「卸売物価指数」という名称は、指数が発足した1897年当時、価格調査先の大半が卸売企業であったことに由来していますが、その後、わが国の産業構造の変化に伴い、生産者段階の価格を調査するケースが増加し、卸売段階で価格調査を行っている品目の割合は既に3割にまで低下しています。

その後、私どもでは、同案の実現に向けた準備を進めるとともに、上記以外の点についても、見直しの余地がないか、指数全般にわたり検討して参りました。その結果、今般、見直しの方向性が固まってきたことから、その内容を追加的に公表し、広く皆様のご意見をお伺いすることとしました。

つきましては、以下の見直し案をご一読のうえ、ご意見・ご提案がありましたら、本年8月10日(金)までに、下記までお寄せ頂きたいと存じます。私どもでは、頂いたご意見・ご提案を踏まえて、WPIの最終的な基準改定方針を作成し、本年秋頃を目処に再度公表したいと考えています。なお、最終方針を公表する際には、本見直し案に対して、皆様から頂戴したご意見等についても、併せてご紹介させて頂く予定ですので、匿名をご希望の方は、ご意見等をお寄せ頂く際に、その旨をお書き添え下さい。

日本銀行 調査統計局 物価統計課 物価統計企画グループ

郵送：〒103 - 8660 東京都中央区日本橋本石町2 - 1 - 1

FAX：03 - 5203 - 7436

電子メール：post.rsd3@boj.or.jp

1. 次回基準改定(企業物価指数への移行)に向けた基本方針

従来の基準改定では、前回基準年以降の経済・貿易構造の変化を、よりの確に指数に反映する観点から、新たに登場した、あるいは取引が増加した商品を、タイムリーに指数に取り込むこと(新規採用品目の拡充)等に重点を置いてきました⁴。しかし、物価指数を取り巻く環境は、1990年代後半以降大きく変化しており、こうした取り組みだけでは解決できない幾つかの難しい問題が生じてきています。

例えば、需要家サイドにおけるニーズの多様化や情報通信技術の発展に伴って、生産者側が、自社商品の差別化⁵や取引先毎の特徴に応じた肌理細かい価格設定に努めた結果、商品の多様化や個々の商品における価格の多様化(一物多価)が一段と進んでいます。このため、品目によっては、価格調査を行うに当たって、代表的な商品やその取引条件を的確に指定することが従来以上に難しくなっています。また、経済構造の変化が激しくなる中では、個々の価格を

⁴ 例えば、1997年12月に実施した基準改定(1995年基準への移行)では、1990年代前半における貿易構造の変化に対応するため、輸出入分野での新規品目の拡充を図りました。

⁵ 日本銀行調査統計局が、2000年4~5月に実施した企業アンケート(東証1部上場企業1,206社を対象)でも、約7割強の企業が、競争激化への対応策として商品の差別化を挙げています。詳細は、「日本企業の価格設定行動」(日本銀行調査月報2000年8月号<日本銀行ホームページの「論文・レポート等」のコーナーにも掲載>)をご参照下さい。

集計する際に用いるウエイトを何年間も固定していることに伴う歪みが、物価指数の精度に与える影響も無視し得なくなってきました。さらに、各種の統計調査が増加する中で、調査先の皆様のご負担（報告者負担）も増加しており、この面での配慮も不可欠となってきました。

こうした観点から、日本銀行では、次回基準改定において、採用品目・分類編成の充実に加え、価格調査方法や、指数の作成方法を含めた、より幅広い視点からの見直しを予定しています。また、報告者負担の軽減に向けて、費用対効果でみた重要度が低下している指数については、思い切ってスクラップを進めていきたいと考えています。

具体的には以下のとおりです。

商品の多様化や取引先に応じた価格の多様化に対処するため、品目毎に価格調査方法を全般的に見直し、必要に応じて調査価格数を増やしていく方針です。また、商品やその取引条件を細かく指定する「従来型の価格調査方法」によっては、実勢価格の把握が難しくなっている一部の品目について、品質一定の条件を損なわない範囲内で「平均価格」を調査する等の次善策も検討していきたいと考えています。さらに、商慣行上、商品の出荷後に価格が決まる形となっている取引については、価格の実勢を逸早く指数に反映する目的で、速報値的価格（仮価格）を利用していく方針です。

指数の作成方法の面では、より実勢に近い価格を指数に反映するため、一旦公表した指数を、定期的に遡及訂正していくことを考えています。また、現行のラスパイレス指数を補完する連鎖指数の導入、「消費税を除くベース」指数の参考指数としての公表といった見直しも予定しています。

報告者負担軽減の観点からは、ユーザーニーズが低下してきていると判断される「旬間指数」の廃止を考えています。

2. 品目レベルでの価格調査方法の見直し

(1) 調査価格数の積み増し、品質一定の条件を損なわない範囲内での「平均価格」の取り込み

日本銀行では、品質変化の影響を除いた純粋な価格変動を把握するため、その品目の中で代表的な商品や取引条件（取引の相手先、数量単位等）を特定したうえで、値引き等を含めた実勢価格を調査することを原則としています。また、新旧商品の世代交代が生じた場合には、調査対象商品を機動的に入れ替えると同時に、様々な手法を駆使した品質調整を行うことで、技術革新の影響を加味した実勢価格を指数に反映するよう努力しています⁶。

⁶ 品質調整の詳細については、「物価指数の品質調整を巡って 卸売物価指数、企業向け

しかし、前記のように、ここ数年、商品の多様化や企業の価格設定の複雑化が急速に進展する中で、以下のように、こうした原則によっては「実勢価格」を把握することが難しいケースが次第に増えてきているのが実情です。

例えば、加工食品や繊維製品等の消費財では、商品の販売先や販売数量等の取引条件が一段と多様化し、これらを細かく特定すると調査対象となる取引が限られてしまうとか、価格の動きが個別取引の特殊事情に大きく影響される等の理由で、代表的な価格が捉えにくい場合が増えてきています。

一般機器や電気機器（重電部門）等のオーダーメイド型商品の場合も、機種毎の個別性が強く、同じ仕様の商品が取引されるケースが少ない等の事例が、幾つかの品目でみられています⁷。

また、上記の問題から、やむを得ずメーカー・卸間、卸・小売間等の建値や仕切価格を調査している一方、建値等には反映されない個別交渉段階での値引きや各種リベート（販売促進費の支払等）を通じた実質的な値引きが拡大しているため、現在の指数が必ずしも実勢を捉えているとは言い難くなってきているケースもあります⁸。

日本銀行では、のケースについて、基本的には、従来と同様に調査価格数を増やすことで、指数精度を高めていきたいと考えています。

もっとも、商品や取引条件の個別性が極めて強いケースの場合、同一条件での取引が稀であるため、調査価格数を増やすだけでは対応し切れません。また、の場合には、調査価格数を増やしたとしても、目立った精度向上は期待し難いのが実情です。

従って、こうした場合には、「品質一定」の条件を損なわない範囲内で、「平均価格」を調査する等の次善的対応を図っていく必要があります⁹。

例えば、のケースの場合、品質一定の条件を担保するうえで不可欠な「商品」と「取引相手先」に関する指定を維持しつつ、「取引数量」に関する指定を緩和すれば、言い換えれば、「商品と取引相手先の双方を固定した平均価格」を調査

サービス価格指数における現状と課題」（調査統計局 Working Paper 01 - 6 < 日本銀行ホームページの「論文・レポート等」のコーナーにも掲載 >）をご覧ください。

⁷ また、取引コストが相対的に大きい輸出入取引においても、幾つかの品目で同様の傾向がみられています。

⁸ リベートの反映を含めた価格調査実務面での限界については、「卸売物価指数の現状と見直し案について」（日本銀行調査月報 1999 年 4 月号 < 日本銀行ホームページの「金融経済統計資料」コーナーにも掲載 >）や、「物価指数を巡る諸問題」（同 2000 年 8 月号 < 同「論文・レポート等」コーナー >）をご参照下さい。

⁹ 現行 WPI でも、既に一部の品目については、平均価格を採用しています。また、1999 年 12 月に実施した企業向けサービス価格指数（以下、CSP I）の基準改定（1995 年基準への移行）においても同様の考え方を適用しています。

すれば、品質一定の条件を満たした価格を継続的に捉えることができると考えられます¹⁰。また、取引相手先の違いによる価格の違いが無視し得る場合には、「商品を固定した平均価格」を調査することも可能と思われます。同様に、のように商品の個別性が強く、商品の特定自体が難しいケースでは、「機能・用途が類似した幾つかの商品の平均価格」を調査する等により、継続的な価格調査が可能となります。また、のケースについても、上記のように対象取引のカバレッジを広く取ることによって、個々の取引のベースでは明確に捕捉できなかった、実質的な値引きを捉えられる場合があります。

なお、平均価格とした場合は、同じ1件の価格調査によって、取引数量を細かく指定した場合よりも、多くの取引価格（取引事例）を集約することが可能となるため、実質的に調査価格数を増やしつつ、報告者負担を抑える効果もあります。

商品や取引相手先を特定しない「単純な平均価格」の場合、商品毎の価格の違い、取引先毎の価格の違い等の様々な品質の変化が含まれているため、これを「同じ品質の商品の価格動向を捉える」物価指数に含めることは適当ではありません。しかし、上記のように商品や取引相手先等を十分固定し、「品質一定」の条件を維持すれば、短期的な価格の「振れ」が残っても、均してみれば実勢価格の動きを捉えることが可能と考えられます。

実際、上記の事情から、必ずしも代表性のある価格が調査できているとは言い難い幾つかの商品について、試験的に入手した平均価格の推移をみる限り（図表1、2）単月の振れを伴いつつも、均してみると比較的明確な形でトレンドを捉えています。こうしたトレンドは、「2000年に入ってもジリジリと値下がりが続いている」（加工食品A～C）、「2000年春先から値戻しに努力したが、他社の追随が得られず、秋口以降は大幅な再値下げを余儀なくされた」（パルプ・紙・同製品A、B）等、企業の実感ともほぼマッチしています。

日本銀行としては、次回基準改定に向けて、こうした平均価格の取り込みについても、検討していきたいと考えています。その際には、各商品の取引の実態を十分見極めながら、「品質一定」の条件をクリアしているか否かについて、慎重にチェックしていく方針です。

なお、調査価格全体の中の一部に止まるとはいえ、取引条件を細かく特定した従来の調査価格を、商品等を固定した平均価格に切り替えると、指数の性格（形状）がこれまでとは変化する可能性が否定できません。このため、平均価格の指数への導入は、原則として次回基準改定時とする予定です。

¹⁰ 厳密には、大口取引の方が値引率が大きくなる等、取引数量の違い（ボリュームディスカウント）による影響が残る可能性があります。もっとも、同一取引先からの平均的な受注ロットは比較的安定していると思われるため、取引相手先を固定すれば、調査対象となる取引ロットもある程度固定できると考えられます。また、取引相手先を固定していなくても、取引全体に占める各社の構成比が安定していれば、取引ロットの違いの影響は大きくないと考えられます。

ただし、基準改定時には、2000年1月まで遡って新基準指数を作成することになるため、調査先の皆様には、一時的に従来方式の価格（現行基準用）と平均価格（2000年基準用）の双方の調査をお願いする必要があります。このため実際上は、調査先のご負担との関係で、例外的に現行1995年基準において平均価格へ移行する場合もあり得ると考えています（その場合は、四半期毎に公表している「調査価格の変更実績」¹¹において、その旨を公表する予定です）。

（2）「価格後決め品目」における「仮価格」の利用

商品によっては、契約期間が四半期・半期等の複数月にわたっており、かつ当該期間中の出荷価格が契約期間に入った後（ないし契約期間終了後）に決定されるとの商慣行が一般的な場合があります（以下、「価格後決め品目」と呼びます）。現在のところ、「価格後決め品目」については、その価格が決着した月の指数に、新しい価格を反映しています。このため、こうした商品では、多くの企業が交渉の発射台としてメーカーから提示された価格や、最近の製品需給、コスト動向等を元に、決着価格を予想しながら行動しているにも拘わらず、物価指数上は、実際の価格が決着するまで、前期決着価格の水準で横這いとなっているのが実情です。

こうした契約形態は、C重油、ナフサ、エチレン等の石油化学製品（四半期契約が中心）に多くみられます。また、自動車部品（半期契約が中心）等においても、時として、当該契約期間に入ってから価格が決着するケースがみられています（詳細は図表3参照）。

上記の場合、正式価格が決着するまでの間の暫定措置として、ある程度の精度をもつ「速報値的価格」を利用できれば、価格変動を逸早く指数に反映することが可能です。また、今後予定している遡及訂正（詳細は後述）の影響を小さくするメリットも期待できます。

こうした観点から、日本銀行では、「C重油」「ベンゼン」等、ある程度の精度をもつ「仮価格（価格が決着するまでの間の取引に使用されている暫定価格）」が入手できる品目については、以下の方式で指数を作成していきたいと考えています。なお、具体的な移行時期は、WPIの遡及訂正を実施する2002年1月（2001年12月指数）からとします。

正式価格が決着するまでの間、「仮価格」を利用して、毎月の指数を作成・公表する。

「仮価格」ベースで作成した指数を、年1回のタイミングで、決着価格ベースの指数にリバイスする。

¹¹ 日本銀行ホームページの「金融経済統計資料」コーナーに掲載しています。

具体的には、国内WPIの「C重油」「ベンゼン」「エチレン」「プロピレン」の4品目で、「仮価格」の利用を想定しています¹²、¹³。なお、価格後決め品目のうち、仮価格が存在しないものについては、従来どおり正式価格が決着した段階で、その価格を指数に反映する扱いとします。

実際、「C重油」等のケースをみると、「仮価格」と「決着価格」の乖離は小幅に止まっており、仮価格を利用することで、前記のメリットを得ることができることを示唆しています（図表4）。

CSP Iにおいては、こうした品目はありません。

3. 指数の作成方法に関する見直し

(1) 定期的な遡及訂正の実施

現在のWPI、CSP Iでは、指数公表後に、以下のような「影響度の大きい誤り」が判明した場合、速やかに遡及訂正を実施することとしています。

製造業部門別投入・産出物価指数（以下、IOP I）は、WPIの品目指数を価格データとして使用しているため、WPIが訂正された段階で速やかに訂正を行う扱いとしています。

計数の誤りによる影響が、各指数の総平均に及ぶ場合。

上記基準には満たなくとも、大類別、類別、小類別等の下位分類指数において、計数の誤りにより騰落率が大幅に変化し、利用者の分析に支障をきたすと思われる場合。

もっとも、指数精度向上の観点からは、上記以外にも、過去に遡って訂正を行っていくことが望ましいと考えられる場合があります。こうした観点から、WPIについては、2002年1月の12月指数公表時から、定期的に遡及訂正を実施していきたいと考えています。また、CSP Iについては、これに先駆けて、本年10月の9月指数公表時から実施する方針です¹⁴、¹⁵。

¹² 当該契約の期間内に正式価格が決着した場合は、従来どおり、その時点から、決着した正式価格を指数に反映します。

¹³ 実際には、これらの品目以外にも「交渉の発射台となる価格」は存在していますが、実際の取引に基づかない単なる希望価格（所謂「唱え値」）の場合は、速報値としての信憑性の面で問題があります。このため、指数への採用の適否は、上記4品目のように「実際の取引において用いられているか否か」を基準に判断していく方針です。

¹⁴ 本来は、WPI、CSP Iとも「暦年」を基準としているため、12月指数の公表段階で、一括して遡及訂正を行うべきと考えられますが、CSP Iについては、影響の大きい「通信」の割引率が夏場までに出揃うため、その時点で速やかに遡及訂正を行うこととします。

¹⁵ CSP Iのうち「通信」については、他の類別に先駆け、既に昨年10月の9月指数公表時に遡及訂正を実施済みです。詳細は、日本銀行ホームページの「金融経済統計資料」コーナーにある「企業向けサービス価格指数（「通信」）の遡及訂正について」をご覧ください。

なお、I O P Iについては、現在と同様に、W P Iに準じる（W P Iが訂正された段階で速やかに訂正を行う）扱いとします。

W P I、C S P Iにおける、具体的な遡及訂正の対象や実施頻度等については、以下の形を想定しています。

< 遡及訂正の対象 >

以下の ~ のタイプについて、遡及訂正を実施します。 を遡及訂正の対象とするのは、上記2.(2)でみたように、価格後決めの商品を扱う多くの企業が、(イ)実際には決着価格を予想して取引を行っていること、(ロ)価格が決着した時点で、過去の取引分における売上の過不足を調整するため¹⁶、その分を遡及して価格も改訂しておかないと、デフレーターとして歪みを生じるためです。なお、 のうち影響度の大きいものについては、W P I、C S P Iとも従来から遡及訂正を実施しています。また、 は、C S P I「通信」において既に実施済みです。

計数の誤りが判明した場合。

調査先からの計数の報告が、当該月の指数作成に間に合わなかった場合¹⁷。

事後的に「割引」を含めた実勢価格が判明した場合。

C S P Iの類別「通信」において同方式を採用しています。W P Iには、現在のところ対象事例はありません。

当該四半期等の価格が後決めされる場合¹⁸。

具体的な対象品目は、前掲図表3をご参照下さい。

仮設例：商品Aの4～6月出荷分の価格が6月に決着した場合

- ・ 現状は、新たに判明した4～6月価格を、6月指数に反映。
- ・ 今後は、6月に判明した価格を、当該価格が実際に適用される4～6月指数に遡って反映。

¹⁶ 例えば、4～6月価格が6月に決着した場合、4～5月中に計上された売上（前記「仮価格」ないし前期決着価格で計算した売上）と決着価格で計算し直した4～5月の売上の差額部分を、6月の売上で調整するケースが一般的で、当該年度の売上は決着価格ベースで計算した売上に見合っています。従って、これを実質化する場合には、価格指数の方も、4月に遡って決着価格に訂正しておく必要があります。

¹⁷ ここでは、報告が、指数作成のタイミングに、一時的に間に合わなかった場合を想定しています。なお、調査先の集計作業の関係等から、報告が「常に」1か月遅れとなっているケースについては、1か月遅れの価格を当月の指数に反映する扱いとしていますが、現状、そうしたケースは、W P I、C S P Iとも各10価格程度に止まっています。このため、これらについては、改めて遡及訂正は行わない方針です。ただし、2.(1)の見直しにより、今後、平均価格の取り込みを図っていく過程で、集計・報告が常に遅れるケースが目立って増加する場合等には、指数の公表体制を、速報・確報スタイルに変更する（1か月遅れで入手した前月分の価格を、前月指数の確報化段階で反映する）ことを検討していきたいと考えています。

¹⁸ 価格交渉が難航し、価格の決着が契約期間入り後に、後ずれしたものを含みます。

< 遡及訂正の実施頻度 >

指数精度上は、要訂正の事実が判明する都度、速やかに遡及訂正を行うべきですが、その場合、訂正の頻度が多くなり、ユーザーの使い勝手を損なう可能性が否定できません。このため、両者のバランスをとる意味で、以下の2通りのパターンで対応する方針です。

パターン1：要訂正の事実が判明した段階で速やかに訂正¹⁹

- ・「計数誤りのケース」「報告が間に合わなかったケース」のうち、訂正の影響が総平均に及ぶ場合。
- ・「計数誤りのケース」「報告が間に合わなかったケース」のうち、総平均には影響しないものの、訂正により、大類別、類別、小類別等の下位分類指数において騰落率が大幅に変化し、利用者の分析に支障をきたすと思われる場合。

パターン2：年1回のタイミングで一括して訂正

(W P I は 12 月 指 数 公 表 時 、 C S P I は 9 月 指 数 公 表 時)

- ・「計数誤りのケース」「報告が間に合わなかったケース」のうち、パターン1の基準に該当しない場合（影響が軽微なもの）。
- ・事後的に「割引」を含めた実勢価格が判明した場合。
- ・当該四半期等の価格が後決めされる場合。

< 遡及訂正の対象期間 >

W P I 、 C S P I と も 、 1999 年 1 月 指 数 以 降 に つ い て 実 施 し ま す 。

遡及訂正の実施により、一部品目（上記のタイプ）において過去の指数と性格が変化することになります。しかし、1999年以降を遡及訂正することによって、遡及訂正開始時点では、W P I では過去3年分、C S P I でも2年半超分の前年比が利用可能です。

なお、上記のタイプ（現段階で要訂正の事実が判明しているもの）を遡及訂正した場合の影響度を、1999年1月～2000年12月中の国内W P I について試算すると（図表5～6）、総平均指数の改訂幅は、年間で0.0～0.1ポイント程度に止まっています²⁰。

¹⁹ 現行の訂正基準の範囲を「報告が間に合わなかったケース」にまで広げた形です。

²⁰ ただし、実際の遡及訂正には、上記のケースのほか、計数誤りや報告が間に合わなかったケースの訂正が含まれる点にご注意下さい。計数誤り等のケースも含めた影響は試算していませんが、上記期間中における遡及訂正全体に占める計数誤り等のシェア（ウェイトベース）は23%に止まっています（詳細は図表7）。

定期的な遡及訂正の対象は、C重油、エチレン等の石油化学製品が中心になるとみられますが、前記2.(2)のとおり、これらについては、遡及訂正と並行して、「仮価格」の利用を考慮しており、2回目以降の遡及訂正による変化幅は、図表5の試算より小さくなると考えています。

(2) 現行指数を補完する新しい指数算式の検討(国内WPI)

現行のラスパイレス指数は、ウエイトを基準時に固定しているため、基準時から時間が経過するにつれ、各商品のウエイトと実際の取引シェアが乖離するとか、ある商品の指数水準が大幅に低下(上昇)した場合、同商品の価格変動が総平均指数に与える影響度が低下(上昇)する²¹、といった弱点を抱えています。特に最近のように、産業毎に、あるいは同一産業内においても、取引が伸びている先と伸びていない先の格差が大きくなると、による影響が無視し得なくなります。また、電気機器の一部にみられるように、品質向上による実質的な値下がり著しく、指数レベルが大幅に低下してくると、の影響が出てきます。

実際、国内WPIのウエイトの基礎となっている経済産業省「工業統計表(品目編)」の生産者出荷額を、1995年と1998年で比較すると、出荷額全体が殆ど変わらない(-0.1%)中で、個別品目レベルではかなりの変化がみられています。例えば、デジタルカメラ等で使用される電子デバイス(3.1倍)、マシニングセンタ(1.8倍)、ビデオカメラ(+31.3%)、電子計算機本体(+13.5%)等が大幅に増加する一方で、時計、繊維製品(糸、製品類)等は僅か3年で、出荷額が半減しています。

こうした問題は、5年に一度の基準改定毎に行っているウエイトの更新頻度を増やすことで補うことができます。日本銀行では、こうした観点から、現行のラスパイレス指数を補完する「参考指数」として、国内WPIについて、ウエイトを毎年更新する「連鎖指数」²²を、月次ベースで作成・公表していきたいと考えています。

今次基準改定のタイミングでは、1995年以降の月次指数を公表する方針です。なお、ウエイトの基礎となる「工業統計表」が公表されるのは、当該年が終わってから1年半程度後となるため、2001年ウエイトを用いた連鎖指数の公表は、2003年下期頃からとなる見通しですが、その際には、2001年ウエイトを用いて計算した暫定指数との位置付けで、2003年下期(直近)までの指数を公表する予定です

²¹ 個々の商品の総平均指数への影響度は、その商品の指数に基準時ウエイトを乗じた「加重指数」の大きさで決まって来るため、ウエイトが変わらなくても、その商品の指数レベルが低下するだけで、全体への影響度が小さくなります。

²² 連鎖指数とは、每期每期ウエイトを更新したうえで当期の指数($P_{t-1,t}$)を作成し、基準年以降、そのようにして作成された毎期の指数を掛け合わせる($P_{0,1} \cdot P_{1,2} \cdot P_{2,3} \cdot \dots$)ことによって、指数を更新していく方法です。従って、連鎖指数を用いれば、基準年以降のウエイトの変化による影響を指数に反映することができます。

(それ以降も、ウエイトを更新する度に、直近までの連鎖指数を公表することを考えています)。

連鎖指数の採用例としては、消費者物価指数では、日本、英国、フランス、イタリア、ノルウェー、スウェーデン(日本は年ベース、他は月次ベースで公表)等があります²³。また、企業間取引を対象とした物価指数でも、スウェーデン、ハンガリー(いずれも月次ベースで公表)等で採用しています。このほか、米国のGDP消費デフレーター(四半期ベース)も連鎖方式に依っています。なお、いずれもウエイトは毎年更新されています。

国内WPIのウエイトは、経済産業省の「工業統計表(品目編)」の生産者出荷額から、財務省の「日本貿易月表(通関統計)」の輸出額を控除した、国内生産品の国内向け出荷額をベースとしている等の関係で、計算に多大な作業負担を伴うため、ウエイトの計算は、以下のような簡便法を想定しています。

採用品目は、現行1995年基準を踏襲する(各年毎の見直しは行わない)。

ウエイト計算の基となる対象金額の見直しは、「工業統計表」および「日本貿易月表」関連の計数のみとする。

「工業統計表」によらない非工業製品のウエイトは、1995年基準のものをそのまま使用する。「工業統計表」の品目分類を、他の官庁・業界統計を用いて分割している等の場合は、1995年基準と同じ分割比率を適用する。

なお、日本銀行では、同様の観点から、1998年5月以降、国内WPIの調査価格から商品群までの集計に幾何平均を適用した指数を、参考指数として公表していますが、以下の理由から、連鎖指数の開発を機に作成・公表を中止する方針です。

公表開始以来3年が経過したにも関わらず、照会事例が殆どないなど、ユーザーニーズが低いとみられること。

連鎖指数の開発により、基準年以降のウエイトの変化の影響を、より直接的に試算することが可能となること。

幾何平均の議論は、割安化した商品をより多く需要するという「最終需要者側からみた代替効果」に着目し、需要シフトによるウエイトの変化に伴う指数バイアスを補正しようというものです。消費者物価指数には、こうした議論がそのまま当てはまりますが、卸売物価指数の場合は、それだけではなく、生産者側の観点も合わせ持った指数であるため、割高化した商品をより多く生産するという「生産者の立場からみた代替効果」という要素も含まれています。日本銀行では、こうした留意点も念頭に置きつつ、次善的な対応策として幾何平均を用いてきましたが、今回、連鎖指数を開発すれば、基準年以降のウエイトの変化の影響をより直接的に考慮できることとなります。

²³ 上記のほか、EU各国が共通の方式で作成している「欧州調整消費者物価指数(HICP: Harmonized Index of Consumer Price)」でも、連鎖指数が採用されています。

(3) 「消費税を除くベース」指数の「参考指数」としての公表

日本銀行では、現在、国内WPIを、「消費税等の間接税²⁴を含むベース」で作成していますが、商品の需給動向を分析する観点からは、税率変更の影響を受けない「間接税を除くベース」を使用したいとの声が聞かれています。実際、景気との関連で捉えた各種分析資料をみても、国内WPIを消費税を除くベースに加工し直したうえで、利用しているケースが多いようです。

このため、日本銀行では、次回基準改定に併せて、現行の間接税を含む指数に加え、マクロの需給動向をみるための「参考指数」として、「消費税を除くベース」の指数を公表したいと考えています。具体的には、ユーザーニーズが強いと予想される「国内WPI」と、特殊分類として作成している需要段階別・用途別分類の「国内需要財」指数について、1985年まで遡って作成する方針です。なお、その際、単純に「消費税のみを除く」ベースとすると、1989年4月の指数が、消費税導入と同時に実施された物品税等²⁵の廃止の影響から大幅に低下してしまうため、1985年1月～1989年3月の指数については、物品税廃止等、1989年4月の関連税制変更後のベースで作成する予定です。

国内WPIの類別（鉄鋼、電気機器等）以上、国内需要財の用途別分類（資本財、耐久消費財等）以上の上位分類については、2000年基準指数のベースで1985年まで遡った指数（接続指数）を作成する予定です。また、国内WPIの品目指数等の下位分類についても、各基準年ベースで作成します。

上記の「国内需要財」指数を利用すれば、消費税を除くベースで、国内品と輸入品を合わせた価格の動きを統一的にみることも可能となります（現状の国内需要財指数は、間接税を含む「国内WPI」と間接税を含まない「輸入物価指数」から構成されています）。

本来は、間接税を「全て含めるか」、「全て除くか」のいずれかが望ましいと考えられます。ただ、全ての間接税を除く場合は、現在、間接税を含むベースで作成しているウエイトも、間接税を除くベースに移行する必要があり²⁶、幾つかの問題があります。例えば、過去の指数（価格データとウエイトの双方）を全て遡及訂正しない限り、指数の連続性が途切れます。また、間接税を含むベースで集計された金額統計を実質化するデフレータとしての機能や、消費者物価指数への価格波及の分析といった面でも問題が生じます。このため、日本銀行では、現

²⁴ 消費税以外の個別間接税としては、酒税、揮発油税、たばこ税、電源開発促進税、石油ガス税、地方道路税等が含まれています。因みに、1995年基準指数において、個別間接税を含んでいるのは13品目、ウエイトベースで7.5%です。なお、軽油引取税（軽油の引取業者に課税）のように、価格調査先（軽油の場合はメーカー）よりも川下の流通段階で課税されている場合は、当該税を含まないベースで指数を作成しています。

²⁵ 物品税のほか、砂糖消費税、木材引取税等も廃止されています。

²⁶ 消費税は、殆どの商品に対して一律に課税されているため、ウエイト（工業統計表の各品目の出荷額比率）の歪みは無視し得ると考えられます。このため、「消費税を除くベース」指数では、現行の間接税を含む指数と同一のウエイトを使用します。

時点では、引き続き「間接税を含むベース」を正式な指数とする一方で、上記のような簡便的対応により、マクロ需給をみたいとのユーザーニーズに応えていきたいと考えています。

(4) 新規採用品目の拡充（採用品目の見直し）

統計精度向上のためには、基準年（1995年）以降のわが国の経済・貿易構造の変化を、的確に指数に取り込んでいくことが不可欠です。とくに、1995年～2000年にかけては、IT（Information Technology）化、デジタル化が急速に進展していることを踏まえ、新規採用品目を拡充するとともに、商品の多様化に対応した品目分類の見直しも行う必要があります。具体的には、国内WPIでは、光ディスク等の新規採用に加え、パソコン、デジタルカメラ、電話回線をパソコン等に接続する際に使用されるアダプタやモデムを、既存品目（電子計算機本体、ビデオカメラ、搬送装置）から、それぞれ独立・分割させること等を想定しています。また、ゲームソフトや発泡酒、飲料用プラスチック容器（ペットボトル）、健康食品等についても新規採用を検討する必要があると考えています。

一方、輸入では、電子部品類や繊維製品ほかの非耐久財関連を中心に、新規品目の拡充（香辛料、化粧品等）や既存品目（メモリ部品、半導体素子、洋服等）の幾つかの品目への分割を検討する必要があると考えています。また、輸出においても、ゲームソフト等の新規採用やデジタルカメラのビデオカメラからの独立等を検討する方針です。

その一方で、ここ5年の間に、取引が大幅に減少しているものも少なくありません。例えば、国内WPIでは、磁気ディスク、電気アイロン（海外生産へのシフト）、生糸等の繊維製品（輸入品や他素材による代替）、ワードプロセッサ、ポケットベル（他の高機能製品への需要シフト）等です。日本銀行としては、こうした品目のうち採用基準額を下回ったものについては、報告者負担に見合っているか否かも踏まえ、弾力的に廃止（ないし統合）していきたいと考えています。なお、個々の品目改廃に併せて、ウエイト算定方法についても必要に応じて見直していく方針です。

4. 報告者負担軽減の観点からの見直し（旬間指数の廃止）

WPIでは、翌月上旬に公表している「月間指数」のほかに、翌旬央のタイミングで、「旬間指数（上・中旬分）」も公表しています。もっとも、現在の旬間指数において、実際に旬毎の価格調査を行っているのは、価格の月中変動が大きい一部の市況商品等（全品目数の7%程度）に限られており、月間指数の速報値としての役割は非常に小さなものに止まっています。日本銀行では、こうした実態を踏まえ、既に2000年2月上旬分から、総平均指数の公表を取り止め、実際に「価格調査を行っている類別の指数のみを公表する」方式に変更すると

ともに、そうした旬間指数の性質について広く周知に努めてきました^{27, 28}。この結果、同指数に関する照会は急速に減少し、現在では殆どみられなくなっています。

このため、旬間指数については、本年一杯（12月中旬分指数まで）をもって作成・公表を中止したいと考えています。

また、WPIでは、旬毎の調査を行っていない先についても、所定の調査表を通じて上・中・下旬の価格を別々に調査し、3旬平均により月間指数を計算する扱いとしてきましたが、旬間指数の廃止に伴い、旬ベースで価格を調査する必要性が薄れることから、上記と同じタイミングで、3旬平均方式を取り止め、2002年1月より「月間価格」1本を調査する方式に移行したいと考えています。なお、その際には、「月末値」等、特定の1時点の価格ではなく、「月間平均」ないし「月中における代表的価格（取引量の多かった価格）」を調査することを想定しており、「月間価格」1本を調査する方式への移行によって、指数精度が落ちることはないと考えています²⁹。日本銀行としては、これら見直しによって、報告者負担の軽減を図ると同時に、より重要度の高い指数精度の見直しに取り組んでいきたいと考えています。

以上

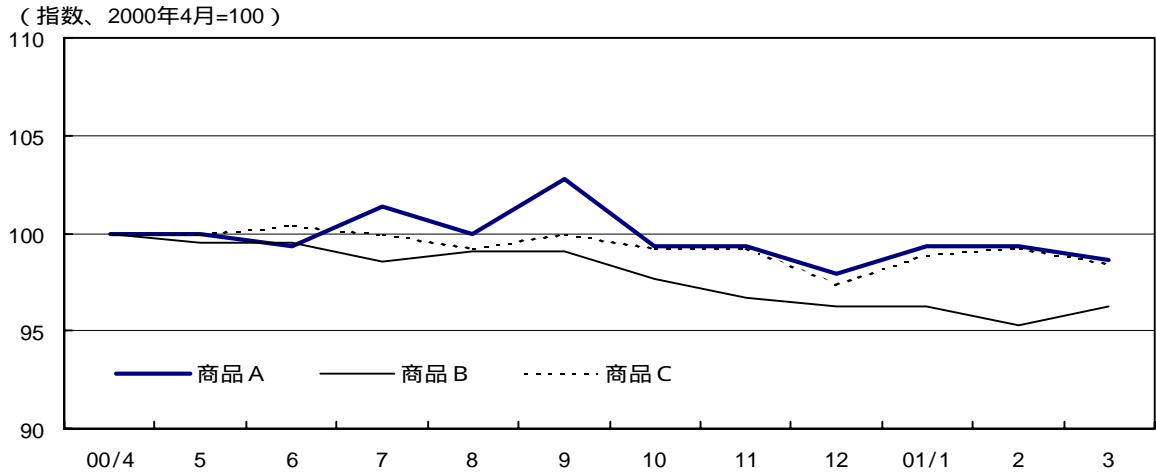
²⁷ 結果として、輸出物価指数については、全ての類別指数の公表を中止しています。詳細は、1999年11月9日公表の「卸売物価・旬間指数の公表方法変更のお知らせ」（日本銀行ホームページの「金融経済統計資料」コーナーに掲載）をご覧ください。

²⁸ 本件についても、1999年3月公表の「卸売物価指数の現状と見直し案について」の中でパブリックコメントを募集し、大多数の方々からご賛同を頂きました。また、一部の方からは、「市況商品の動きであれば、他機関作成の商品指数でも十分代用可能であり、費用対効果の観点から作成自体を取り止めても良いのではないか」との意見も寄せられました。

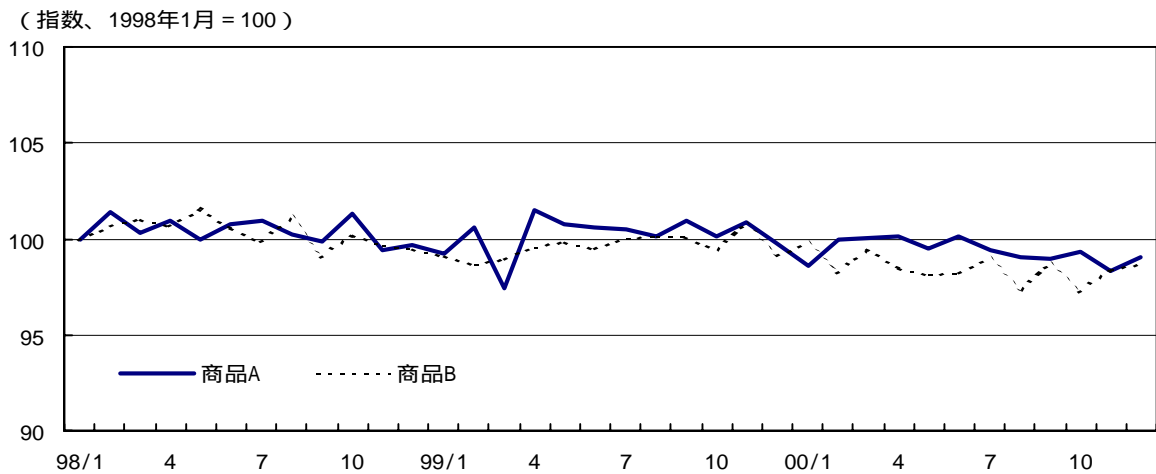
²⁹ なお、CSP Iでは、従来から、月間価格（「月間平均」ないし「月中における代表的な価格」）1本を調査する方式を採用しています。

商品等を固定した平均価格の実例 (消費財のケース)

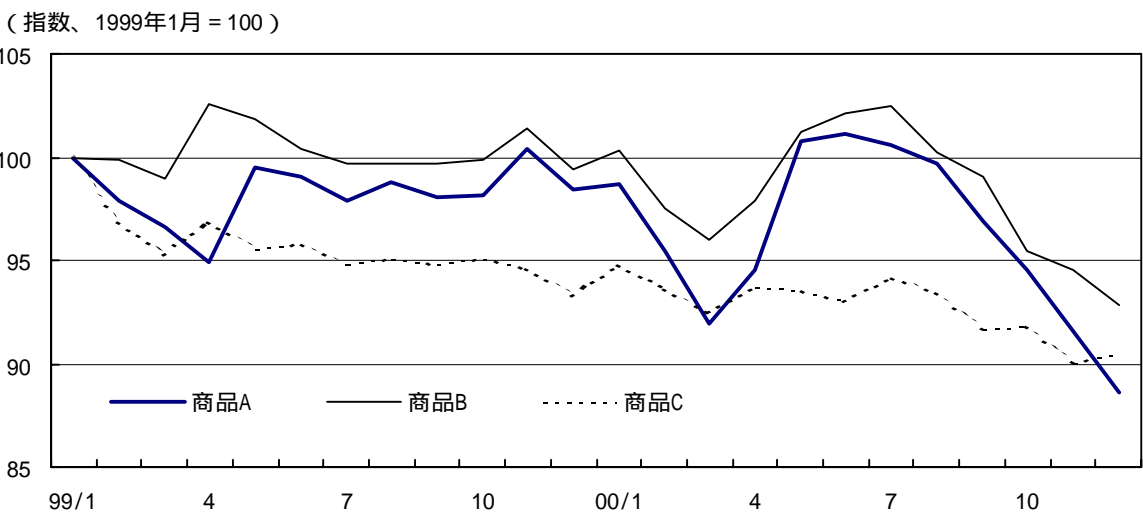
(1) 加工食品 (商品および取引業態固定)



(2) 繊維製品 (商品固定)



(3) パルプ・紙・同製品 (商品固定)

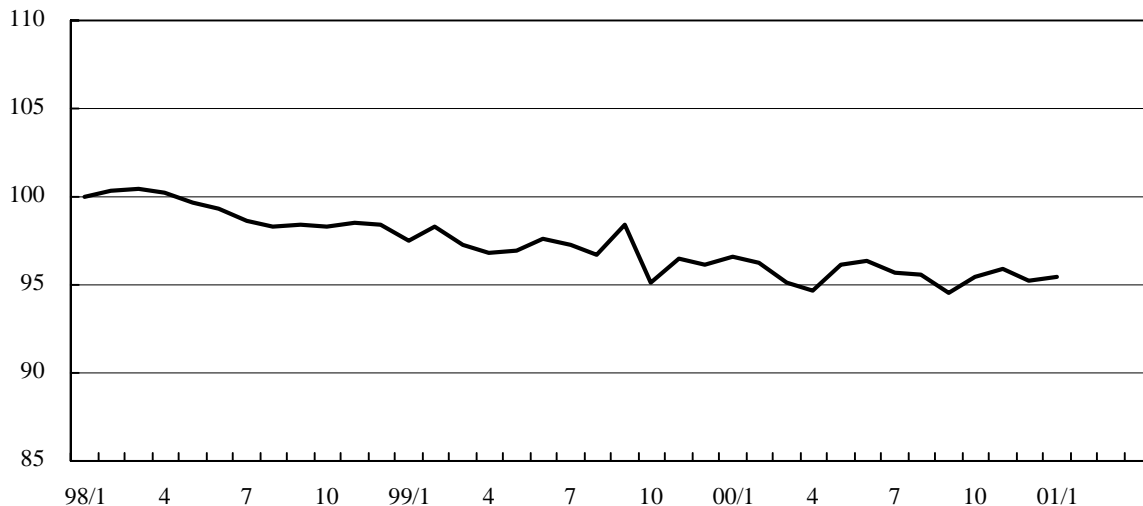


(図表 2)

商品等を固定した平均価格の実例 (オーダーメイド型商品のケース)

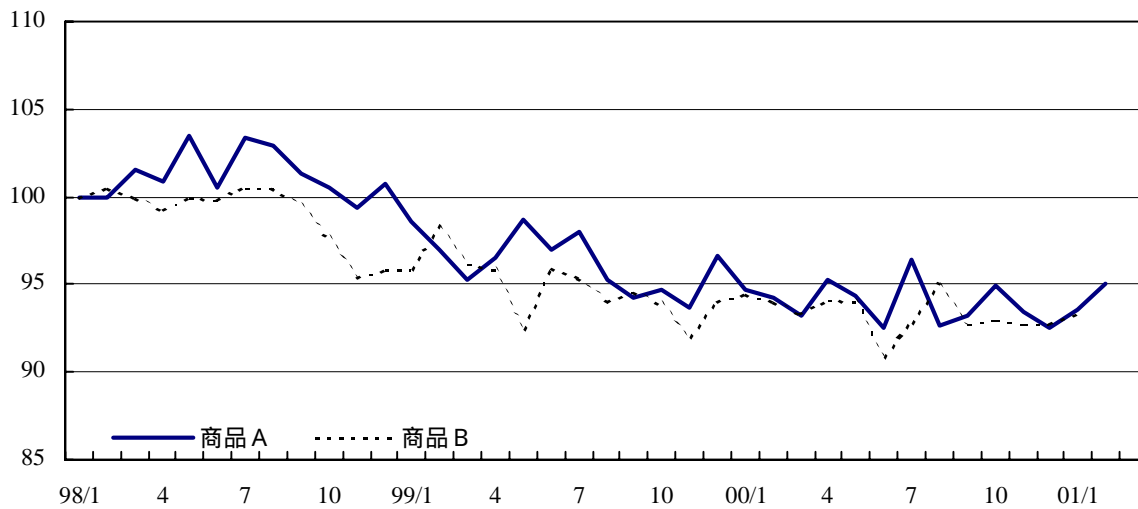
(1) 一般機器 (商品固定)

(指数、1998年1月 = 100)



(2) 一般機器 (類似商品固定)

(指数、1998年1月 = 100)



「価格後決め品目¹」の一覧

(国内WPI)

類別	品目	調査価格の ウエイト ²	契約期間	決着までの 取引価格
石油・石炭製品	C重油	2.200	四半期	仮価格
	ナフサ	1.200	四半期	前期価格
化学製品	ベンゼン	0.600	四半期	仮価格
	エチレン	0.800	四半期	仮価格
	プロピレン	0.500	四半期	仮価格
	ブタン・ブチレン	0.300	四半期	前期価格
	カプロラクタム	0.300	四半期	前期価格
	テレフタル酸	0.600	四半期	前期価格
	アクリロニトリル	0.350	四半期	前期価格
	スチレンモノマー	0.600	四半期	前期価格
	キシレン	0.050	毎月	前期価格
輸送用機器	自動車部品	9.516	半期	前期価格
電気機器	充電発電機	0.400	四半期	前期価格
	始動電動機	0.367	四半期	前期価格
一般機器	カーエアコン	5.400	半期	前期価格
プラスチック製品	輸送用プラスチック製品	2.480	半期	前期価格
金属製品	アルミニウム飲料缶	0.634	半期	前期価格
合計	-	26.347	-	-

(輸出物価指数)

類別	品目	調査価格の ウエイト	契約期間	決着までの 取引価格
化学製品	カプロラクタム	6.200	四半期	前期価格
	キシレン	2.100	四半期	前期価格
一般機器	冷凍機	2.667	年	前期価格
合計	-	10.967	-	-

(輸入物価指数)

類別	品目	調査価格の ウエイト	契約期間	決着までの 取引価格
木材・同製品	針葉樹チップ	2.400	半期	前期価格
	広葉樹チップ	5.800	年	前期価格
合計	-	8.200	-	-

(参考 : C S P I)

類別	品目	ウエイト	契約期間	決着までの 取引価格
通信	アクセスチャージ	5.000	年	前期価格
自動車・機械修理	機械修理	30.647	年	前期価格
	自動車修理	1.807	年	前期価格
専門サービス	公認会計士サービス	2.078	年	前期価格
その他諸サービス	設備管理	0.134	年	前期価格
合計	-	39.666	-	-

¹ 1999年1月～2000年12月中に発生した事例。「価格後決め品目」の中には、価格交渉の難航等から、決着が契約期間入り後にずれ込んだものを含む。

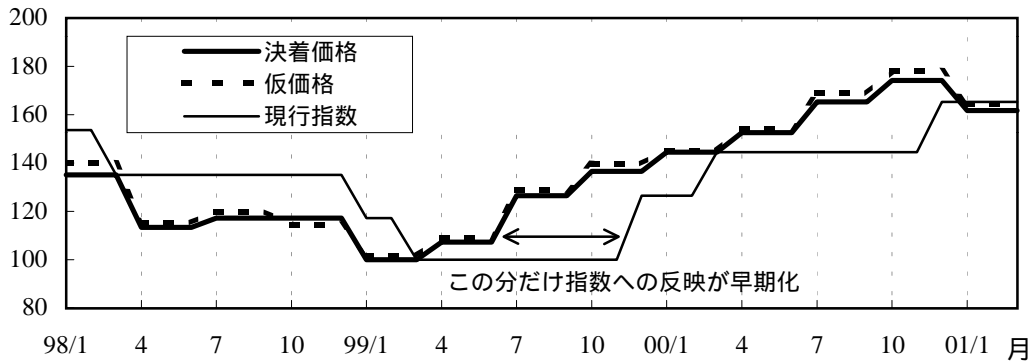
² 各指数の総平均を1,000としたウエイトを、調査価格ベースで積み上げたもの。以下同じ。

(図表 4)

決着価格と仮価格等の比較

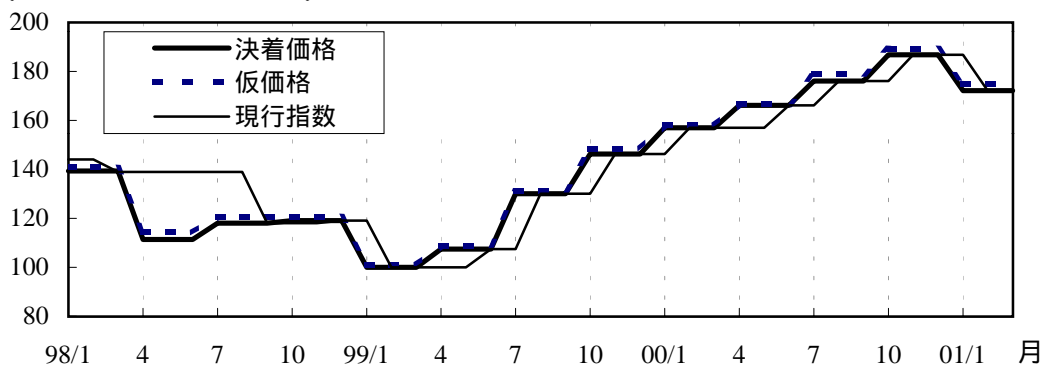
(1999年1月の決着価格=100)

(1) C 重油：産業 A 向け



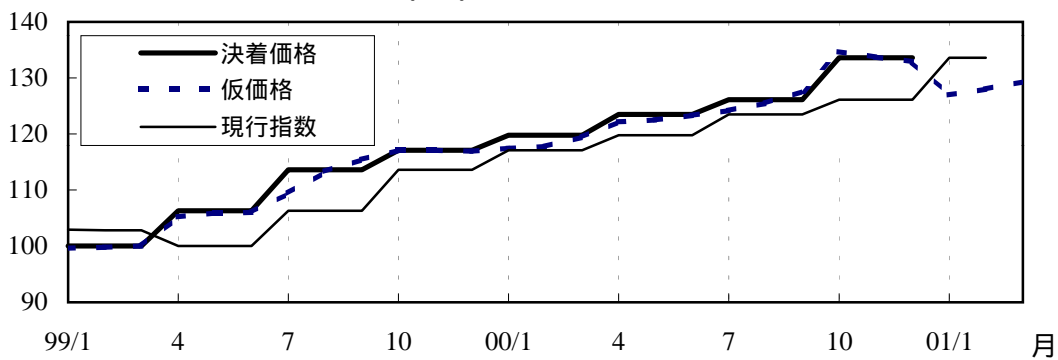
(1999年1月の決着価格=100)

(2) C 重油：産業 B 向け



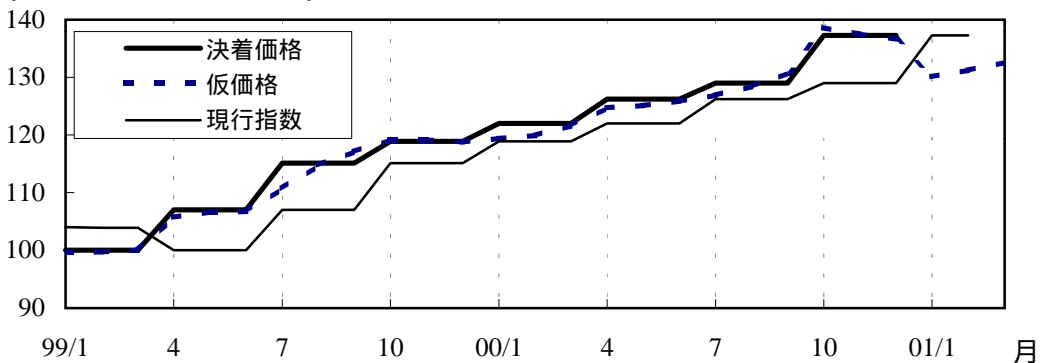
(1999年1月の決着価格=100)

(3) エチレン



(1999年1月の決着価格=100)

(4) プロピレン

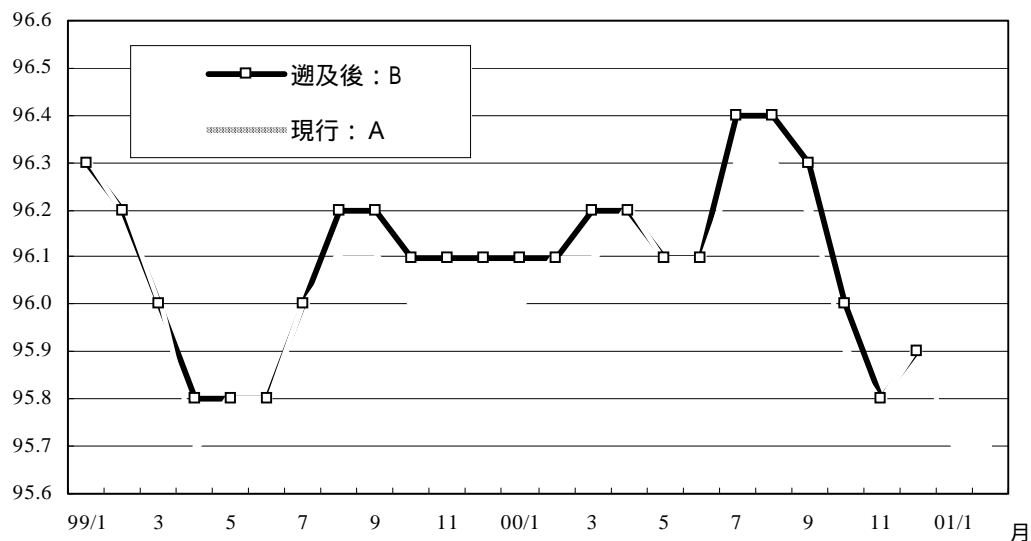


(注) 決着価格・仮価格は、複数の調査価格の平均値。現行指数は、交渉が決着した時点で、その価格を指数に反映したもの。

遡及訂正の影響 (国内 W P I での試算)

(1) 総平均

1995年=100



	現行(A)	遡及後(B)	(B) - (A)
1998年平均	97.5	-	-
1999年平均	96.0	96.1	0.1
2000年平均	96.1	96.1	0.0

	現行(A)	遡及後(B)	(B) - (A)
1998年度平均	97.0	-	-
1999年度平均	96.0	96.0	0.0
2000年4-12月平均	96.1	96.1	0.0

1999年1月～2000年12月の24か月のうち、延べ12か月において、総平均指数がリバイスされる。

上記期間中、原油市況が概ね上昇局面にあったため、いずれの月においても、遡及訂正後の指数は上振れ。

もっとも、上振れ幅は、いずれも指数レベルで0.1ポイントに止まる。

1999年平均でも、上振れ幅は0.1ポイント。2000年平均では、現行と変わらず。

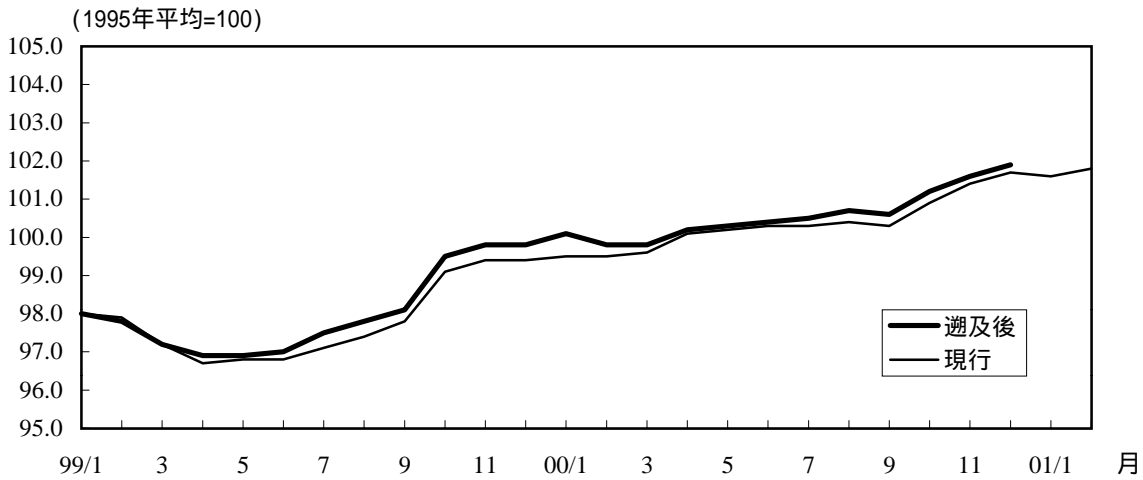
「C重油」「エチレン」「プロピレン」「ベンゼン」の4品目を、仮価格を投入する方法に移行した場合、遡及訂正後に総平均指数がリバイスとなる月数が、延べ12か月()から9か月に減少。

< 試算の前提 >

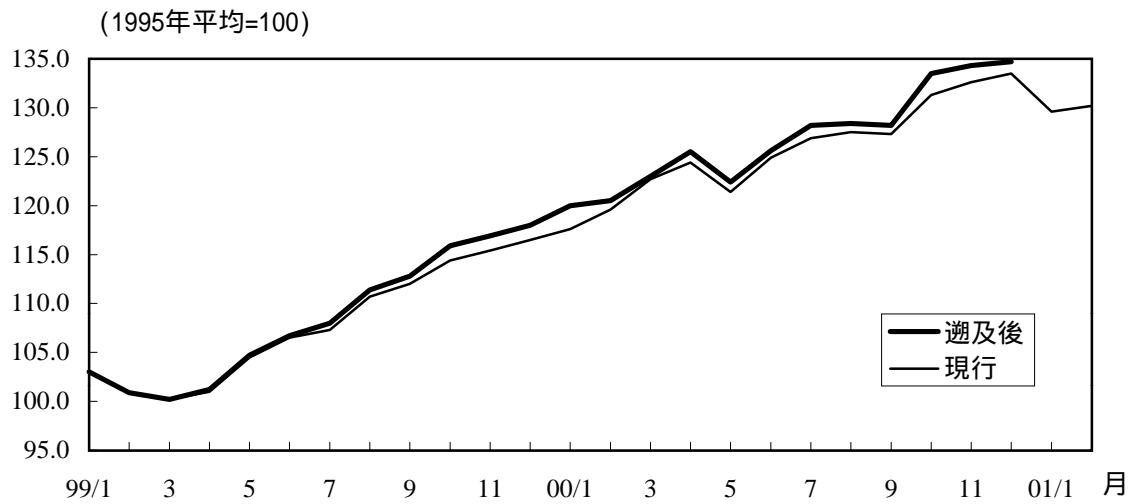
試算の対象は、国内WPIのうち、価格が後決め(決着後ずれを含む)となっているC重油、ナフサ、エチレン、プロピレン等の17品目。詳細は図表3参照。対象期間は、1999年1月～2000年12月(2001年1月以降は、2001年4月現在、未決着のものが多いため試算から除外)。

遡及訂正の影響 (国内WPIでの試算)

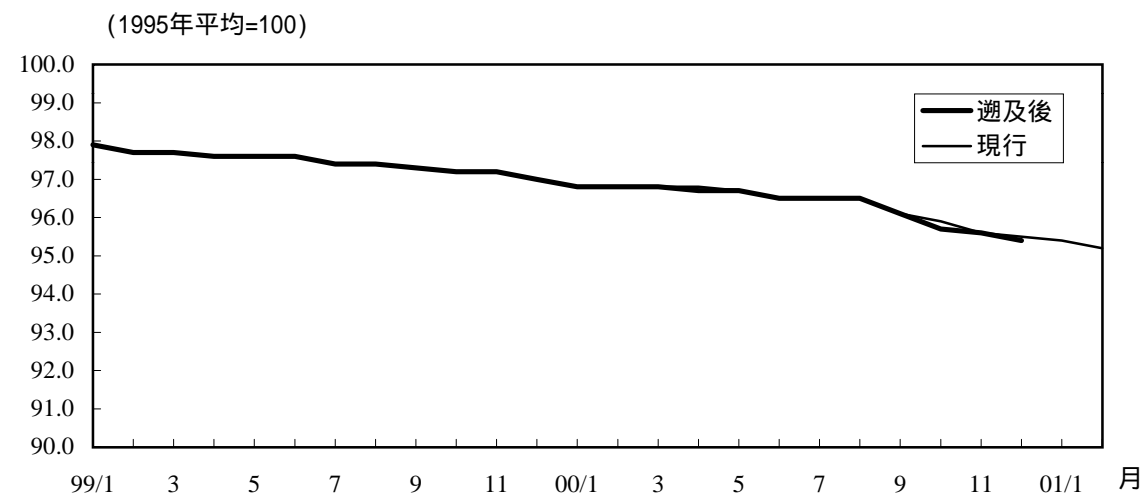
(2) 化学製品



(3) 石油・石炭製品



(4) 輸送用機器



(図表7)

遡及訂正の対象となる調査価格数・ウエイト (1999年1月～2000年12月)

遡及訂正の対象となる調査価格数*

	価格後決め	それ以外	合計(A)	全調査価格数(B)	A/B(%)
国内WPI	43	29	72	3,375	2.1
輸出物価	4	12	16	624	2.6
輸入物価	4	23	27	895	3.0
CSP I	42	77	119	2,957	4.0

* 四半期値決めの場合、上記期間中に遡及訂正が複数回発生するが、ここでは単純に一価格としてカウント(重複計算はしていない)。以下、同じ。

同構成比(%)

	価格後決め	それ以外	合計
国内WPI	59.7	40.3	100.0
輸出物価	25.0	75.0	100.0
輸入物価	14.8	85.2	100.0
CSP I	35.3	64.7	100.0

遡及訂正の対象となる調査価格のウエイト (各指数の総平均ウエイトを1,000としたベース)

	価格後決め	それ以外	合計
国内WPI	26.347	7.879	34.226
輸出物価	10.967	34.251	45.218
輸入物価	8.200	11.738	19.938
CSP I	39.666	30.442	70.108

同構成比(%)

	価格後決め	それ以外	合計
国内WPI	77.0	23.0	100.0
輸出物価	24.3	75.7	100.0
輸入物価	41.1	58.9	100.0
CSP I	56.6	43.4	100.0